

○根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例施行規則

平成24年10月9日規則第28号

改正

平成25年4月1日規則第17号

平成26年4月1日規則第17号

平成28年3月25日規則第12号

平成29年3月3日規則第10号

平成30年12月25日規則第35号

平成31年3月29日規則第15号

平成31年4月26日規則第19号

令和4年3月7日規則第8号

根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例施行規則

根室市看護師、技師修学資金貸付条例施行規則（昭和38年規則第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例（平成24年根室市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付けの申請）

第2条 条例第5条第1項に規定する一般修学資金の貸付けを受けようとする者は、次により申請書を提出しなければならない。

- （1）医学生 別記第1号様式の1
- （2）研修医 別記第1号様式の2
- （3）看護学生等 別記第1号様式の3
- （4）介護福祉士 別記第1号様式の3

2 条例第5条第2項に規定する特別修学資金の貸付けを受けようとする者は、次により申請書を提出しなければならない。

- （1）看護師、助産師 別記第1号様式の3
- （2）介護福祉士 別記第1号様式の3

（貸付けの決定及び通知）

第3条 条例第6条第2項の規定による適否の通知については、別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、通知を受けた日から10日以内に法定代理人（親権者又は後見人）並びに連帯保証人と連署のうえ、次により誓約書を提出しなければならない。

（1）医学生及び研修医 別記第3号様式の1

（2）看護学生等 別記第3号様式の2

（3）介護福祉士 別記第3号様式の3

（修学資金の貸付け）

第4条 条例第5条第1項第3号（看護師に限る。）に規定する修学資金の貸付けのうち、看護師学校等の通信制に在学し、又は入学手続が完了している者にあつては、当該貸付月額の2分の1以内とする。

2 修学資金は、月割りとし毎月貸付けする。

3 市長が必要と認めるときは、前項の規定に関わらず貸付けすることができる。

（貸付けの取消通知及び借用証書）

第5条 条例第8条の規定により、修学資金の貸付けを取消したときは、別記第4号様式により借受者に通知するものとする。

2 借受者は、修学資金の貸付けの全部が終了したとき又は前項の規定により貸付けの決定を取消されたときは、別記第5号様式の借用書を速やかに提出しなければならない。

（届け出）

第6条 借受者又は連帯保証人は、修学資金の償還を終わるまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに別記第6号様式によりその旨を届け出なければならない。

（1）借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。

（2）借受者が条例第10条に規定する事由を欠くにいたったとき。

（3）連帯保証人が死亡又は破産若しくは失踪その他の事情により、その適性を失ったとき。

（償還の免除）

第7条 条例第11条の規定により、修学資金の償還の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の申請書にその事実を証する書面を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請内容を審査し、その決定内容について別記第8号様式により通知するものとする。

(在職期間の計算)

第8条 条例第10条及び第11条の規定による在職期間の計算については、借受者が勤務した日の属する月から、退職した日の属する月までの月数により計算するものとする。

(修学資金の償還額及び償還の猶予)

第9条 条例第9条の規定による貸付金の償還額は、貸付金の総額に当該借受者が貸付けを受けた期間の月数で除した額に、貸付けを受けた期間の月数から当該借受者が業務に従事した月数を差し引いた月数を乗じて得た額とする。

2 借受者が、条例第10条に規定する償還猶予期間中、更に条例に規定する養成機関等に修学したとき又は市長が必要と認めるときは、申請によりその期間終了まで償還の猶予を認めることができる。

3 前項の申請及び条例第10条に規定する償還の猶予の申請は、別記第9号様式の申請書にその事実を証する書面を添えて提出しなければならない。

4 前項の申請に基づきその内容を審査し、償還の猶予の可否について、別記第10号様式の通知書により通知するものとする。

(償還金の納付)

第10条 条例第9条の規定による修学資金の償還は、市長の発する納額告知書により、指定期日までに納付しなければならない。

(償還金の減免等の申請)

第11条 条例第13条の規定により償還方法の変更又は償還金額の全額若しくは一部減免を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書にその事実を証する書面を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、その可否について、別記第12号様式の通知書により通知するものとする。

(修学資金貸付原簿の備え付け)

第12条 修学資金の貸付け及び償還の状況を明らかにするため、別記第13号様式の修学資金貸付け及び償還原簿を備え付けなければならない。

(補則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に修学資金を貸し付けられている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に修学資金を貸し付けられている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成30年度以後の貸付に適用し、平成29年度分までの貸付については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後、最初の償還を行う者に係る修学資金の償還について適用し、同日前に最初の償還を行った者に係る修学資金の償還については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月7日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。